告示

埼玉県告示第七百六十一号

令和七年埼玉県告示第二百四十号（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十九号金額の欄イ(2)㈠」を「別表都市整備部の項第百三十二号金額の欄イ(2)㈠」に改める。

d74664c8c4a11397c1669aa3db53a428